第125・第126　［略］
第127　［略］
第128　表示方法
［1　略］
2　連結剰余金減少高は、設立団体等納付及び役員賞与に区分して記載するものとする。
第129　関連公益法人等の情報開示
　関連公益法人等については、地方独立行政法人との出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を「第７款　連結財務諸表の附属明細書、連結セグメント情報及び注記」に定めるところにより開示するものとする。(注81)
＜注81＞　［略］
第130　関連公益法人等の範囲
1　関連公益法人等とは、地方独立行政法人が出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務及び事業運営の方針決定に対して重要な影響を与えることができるか又は地方独立行政法人との取引を通じて公的な資金が供給されており、地方独立行政法人の財務情報として、重要な関係を有する当該公益法人等をいう。(注82)
［2～4　略］
＜注82＞　［略］
第131　［略］
第132　連結セグメント情報の開示
［1　略］
2　開示すべき情報は、連結法人の事業収益、事業損益及び当該セグメントに属する資産総額その他の財務情報とする。(注83)
＜注83＞　［略］
第133　［略］
第15節　合併に関する会計処理
第134～第138　［略］
第139　重要な後発事象等の注記
　貸借対照表日後、監査報告書日までの間に合併が完了した場合又は貸借対照表日後、監査報告書日までの間に法第108条第１項各号又は法第112条第１項各号に掲げる事項が協議により定められた場合には、重要な後発事象として第136の(1)又は第138の(1)に準じて注記を行う。
　また、当事業年度中に法第108条第１項各号又は法第112条第１項各号に掲げる事項が協議により定められたが、貸借対照表日までに合併が完了していない場合（ただし、重要な後発事象に該当する場合を除く。）についても、これらに準じて注記を行う。
第12　投資その他の資産
［1　略］
2　次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。
(1)　投資有価証券。ただし、関係会社（「第106　連結の範囲」及び「第117　関連会社等に対する持分法の適用」において定める特定関連会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の有価証券を除く。
［(2)・(3)　略］

第114・第115　［同左］
第116　［同左］
第117　表示方法
［1　同左］
2　連結剰余金減少高は、設立団体納付及び役員賞与に区分して記載するものとする。
第118　関連公益法人等の情報開示
　関連公益法人等については、地方独立行政法人との出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を「第７款　連結財務諸表の附属明細書、連結セグメント情報及び注記」に定めるところにより開示するものとする。(注77)
＜注77＞　［同左］
第119　関連公益法人等の範囲
1　関連公益法人等とは、地方独立行政法人が出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務及び事業運営の方針決定に対して重要な影響を与えることができるか又は地方独立行政法人との取引を通じて公的な資金が供給されており、地方独立行政法人の財務情報として、重要な関係を有する当該公益法人等をいう。(注78)
［2～4　同左］
＜注78＞　［同左］
第120　［同左］
第121　連結セグメント情報の開示
［1　同左］
2　開示すべき情報は、連結法人の事業収益、事業損益及び当該セグメントに属する資産総額その他の財務情報とする。(注79)
＜注79＞　［同左］
第122　［同左］
第13節　合併に関する会計処理
第123～第127　［同左］
第128　重要な後発事象等の注記
　貸借対照表日後、監査報告書日までの間に合併が完了した場合又は貸借対照表日後、監査報告書日までの間に法第108条第１項各号又は法第112条第１項各号に掲げる事項が協議により定められた場合には、重要な後発事象として第123の(1)又は第125の(1)に準じて注記を行う。
　また、当事業年度中に法第108条第１項各号又は法第112条第１項各号に掲げる事項が協議により定められたが、貸借対照表日までに合併が完了していない場合（ただし、重要な後発事象に該当する場合を除く。）についても、これらに準じて注記を行う。
第12　投資その他の資産
［1　同左］
2　次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。
(1)　投資有価証券。ただし、関係会社（「第102　連結の範囲」及び「第113　関連会社等に対する持分法の適用」において定める特定関連会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の有価証券を除く。
［(2)・(3)　同左］